

5 みどりの創出による快適なまちづくり



緑豊かな街並み（赤塚新町）

ヒートアイランド現象[※]やゲリラ豪雨の多発など、地球温暖化[※]を端緒とした環境問題が顕在化しています。

このような状況の中で、緑はそれ自体がCO₂の吸収源であるとともに、蒸散作用[※]によるヒートアイランド現象の緩和効果、屋上緑化等による断熱効果（省エネルギー効果）、ブロック塀の生垣化やオープンスペース[※]による防災機能も発揮します。

グリーンインフラとしての“みどり”の創出と質の向上を図り、快適で安心・安全なまちづくりを進めます。

5 - 1 街並みの緑化推進

- 街並みの緑化推進により、まちの魅力や価値を高めていくために、民有地、公有地を問わず区内のあらゆる場所において、その場所に応じた緑化の推進、緑の量的な確保を図っていく必要があります。
- 「“みどり”をつなぐ」をテーマとした本計画においては、特に道路に面したエリアである接道部の緑の充実に力点を置いた取り組みを進めることとし、「接道部の緑化推進」を重点プロジェクトに位置付けています。

⇒ 第5章「重点プロジェクト」（P97）参照

接道部緑化助成



接道部緑化事例

- 道路沿いのスペースでの植え込み地整備や、緑化に伴うブロック塀の撤去工事に対して助成を行い、まちの美観と防災性の向上を図ります。
- 景観形成重点地区[※]（P46-47）や緑化推進地域（P64）など、特に緑化の推進が必要な地域においては、接道部緑化助成の活用を積極的にPRし、区民との連携による緑の街並みづくりを進めます。

緑化指導による緑化



集合住宅の緑化事例



屋上緑化事例（区役所本庁舎）

- 「板橋区緑化の推進に関する条例」に基づき、事業面積が 350 m²以上の建築計画等に対して、緑化計画の届出を義務付けています（公共施設では 250 m²以上、区施設においては全て）。
- 緑化計画は、事業地の規模等に応じて敷地面積の 8～20%（建ぺい率 60%地域でのケース）の緑地確保を図るものです。また、緑化が可能な屋上部についても緑化対象としています。
- この制度によって年間数ヘクタールに及ぶ緑地が確保され、区の緑化施策として大変大きな役割を果たしています。

緑化指導による緑化実績

| 年度 | 件数 | 地上部緑化面積 (m ²) | 屋上緑化面積 (m ²) | 高木植栽本数 (本) | 中木植栽本数 (本) | 低木植栽株数 (株) |
|----|-----|---------------------------|--------------------------|------------|------------|------------|
| 26 | 90 | 54,445 | 5,172 | 3,876 | 12,601 | 61,614 |
| 27 | 109 | 20,519 | 1,673 | 2,431 | 12,249 | 72,121 |
| 28 | 92 | 16,650 | 1,396 | 2,116 | 7,858 | 57,803 |



美しく緑化された接道部

- 緑の街並みづくりをさらに推進していくために、緑化指導制度について緑化基準の改正を検討します。
- 接道部緑化や公園・緑道など既存の緑との連続性を高めるためのインセンティブ※の設定・強化をはじめ、エコロジカルネットワーク形成に向けた在来種の植栽推奨など、緑の質を高める視点についても検討を進めていきます。

■ 街なかの緑化推進



まちなか緑化活動支援事業実施事例（豊島区池袋）
公益財団法人東京都公園協会

- 住宅密集地や商店街など、もともと緑化余地の少ないエリアにおいては、地域の創意工夫によって緑化スペースを確保・創出し、植樹や草花ガーデニングなどで緑の演出をしていくことが望めます。
- 緑化意欲が高いエリアにおいては、緑化を支援する公益的な団体による緑化プランナー派遣制度（界わい緑化推進プログラム[※]）の導入をめざすとともに、区の接道部緑化助成制度の活用などによって、街なかの緑化推進を図っていきます。

■ 緑化推進地域の指定



緑の少ないエリア

- 特に緑の少ない地域や、地域の緑化意欲が高いエリア、様々なまちづくり事業との連携により緑化推進が図れるエリアなどを「緑化推進地域」として指定し、積極的な緑化の推進を図っていきます。
- 「緑化推進地域」においては、緑化助成の助成率を高めるインセンティブ[※]によって民間施設の緑化推進を誘導していきます。

■ 市民緑地認定制度

- 都市緑地法の改正により、地域住民の利用に供する民有地を民間主体（みどり法人[※]等）が市民緑地として設置管理する「市民緑地認定制度」が生まれました。

【制度の対象となる緑地の基本的な条件】

- ・ 都市緑地法における「緑化重点地区」内等にあること（板橋区は全域指定）
 - ・ 対象となる土地等の面積が 300 m²以上であること
 - ・ 緑化面積の敷地面積に対する割合が 20%以上あること
 - ・ 管理期間 5 年以上
- この制度の適用を受けて、みどり法人が設置管理する市民緑地については、税制面での優遇措置や施設整備費に係る補助制度があります。
 - 市民緑地の認定や、みどり法人の指定は市区町村長が行うこととなっており、具体的な認定要件等を定め、市民緑地認定制度の活用を推進していきます。

5 -2 街路樹の質の向上

- まちの景観要素として欠かせない存在である街路樹の美観向上を図ることによって、魅せる緑の街並みづくりをめざします。

街路樹整備と老朽樹木の更新

- 街路樹の整備については、区内の施工可能な路線のほとんどで整備が完了しています。今後は新たに整備する都市計画道路のうち、植樹帯設置が可能な路線について、街路の緑化整備を進めていきます。
- 一方、整備後の年数が経過している路線においては、樹種等によって老朽化の度合いが異なり、対応が必要な路線もあります。これらの樹木については、必要に応じ樹木診断の健全度診断結果等を参考にして、計画的な管理に努め、道路の安全性と美観の向上を図っていきます。

歩道植樹帯の見直し検討

- 歩道と車道の間には設けられている歩道植樹帯（低木植栽帯）については、植栽環境などによって生育不良となっている路線が見られる現状があります。一方、歩道幅員の確保から、植樹帯との両立が難しい路線もあります。
- 樹木の良好な生育が見込める路線については、欠損箇所の補植整備を進めるとともに、植栽スペースや歩道のユニバーサルデザイン[※]の視点も含め、歩道植樹帯の取り扱いについて検討を進めていきます。

維持管理の質の向上



手入れの行き届いた街路樹

- 街路樹がきれいに手入れされた街並みは、非常に魅力的な景観である一方、手入れの状況によっては、街路樹が景観を損なってしまう要因にもなりかねません。
- 街の景観を左右する重要な要素である街路樹の維持管理について、質の向上を図っていきます。

5 -3 みどりで快適・安全なまちづくり



区役所本庁舎の緑のカーテン

- 地球温暖化[※]問題やヒートアイランド現象[※]の顕在化によって、私たちの日常生活の中で「省エネ」や「CO₂削減」の意識や取り組みが広がりました。
- これらの環境対策の一環として、緑の持つ様々な環境改善機能を、まちづくりの中で最大限に発揮できるような取り組みを進めていきます。

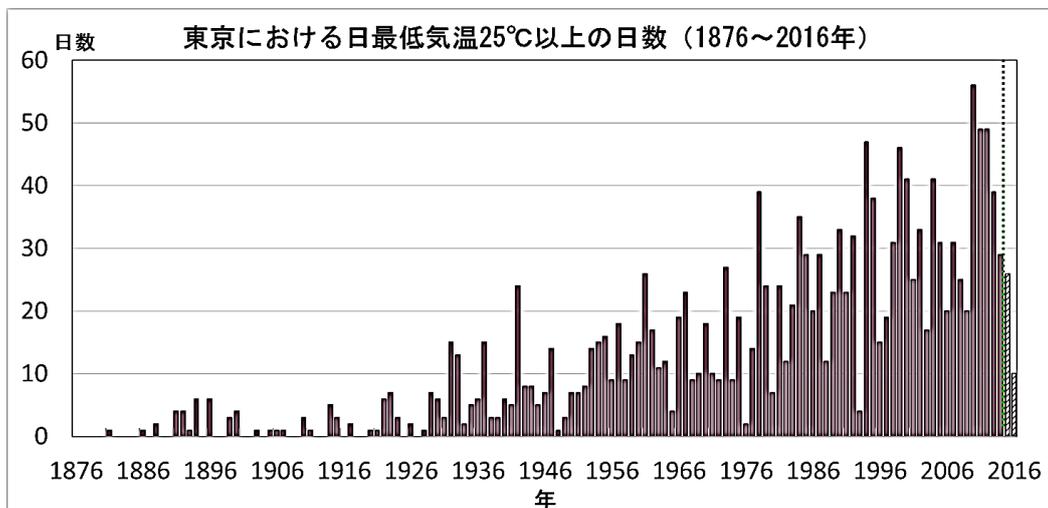
緑による環境改善効果

- 緑の持つ大きな特徴として、二酸化炭素（CO₂）の吸収効果があります。
- 樹木のCO₂吸収量は、種類や樹齢によって様々ですが、平均すると高木1本当たり38.5kg/年の吸収量があるとされています。樹木被覆地面積からの推計により、板橋区全域では年間約7,200トンのCO₂吸収効果があると見込まれます。これは、一般家庭の平均的なCO₂排出量の約2,000世帯分強に相当します。
- 板橋区は環境先進都市として、緑地の保全や公園整備、緑化指導、緑化助成など、区全域での緑のまちづくりの推進によって、地球環境問題への取り組みの強化を進めていきます。

※ 樹木のCO₂吸収量：低炭素まちづくりガイドブック（H25 国交省）準拠

※ 一般家庭のCO₂排出量：推計値3.5t/世帯・年（H28 環境省）

【参考】東京における温暖化の状況



出典：東京管区気象台ホームページ

URL：http://www.jma-net.go.jp/tokyo/sub_index/tokyo/kikou/t_ts/t_ts.html

■ 屋上緑化・壁面緑化助成



屋上緑化助成事例

- 過密な都市部においては、建築物の屋上や壁面は貴重な緑化スペースです。また、屋上部の緑化によって、建物に伝わる熱量が1/2程度になるとの検証結果もあります（東京都環境局）。
- 屋上緑化や壁面緑化促進のためのインセンティブ[※]として、助成制度による支援を進め、ヒートアイランド現象[※]の緩和を図ります。

■ 緑のカーテン



緑のカーテン

- 緑のカーテンは、ヘチマやゴーヤなどのつる性の植物を窓の外に茂らせた植物のカーテンで、夏の強い日差しを和らげ、室温の上昇を抑えてくれます。
- これにより、冷房の使用抑制による省エネルギー効果や建物に熱を蓄積させないことによるヒートアイランド現象[※]緩和の効果が得られるとともに、子どもたちへの環境教育の素材ともなります。
- 緑のカーテン発信地である板橋区では、本庁舎や学校などの公共施設や、地域や区民との協働による取り組みを進めています。

■ 校庭の芝生化



弥生小学校

- 学校においては、環境改善効果の大きい校庭の芝生化を東京都の補助事業として進めており、これまで8校の校庭で芝生化工事を行いました。
- 校庭の芝生化は、理科教育や環境教育など教育面での効果もある一方、利用状況によっては一定の養生期間が必要など、メンテナンス上の課題もあることから、ノウハウの蓄積を重ねながら取り組みを進めていきます。

■ みどりによる防災機能の向上

- 震災時の火災被害の検証から、公園などのオープンスペース※や樹木が延焼の遅延や防止に役立ち、火災の被害を軽減することが明らかになっています。また地域の公園は、震災時における一時集合場所となっており、災害用トイレやかまどベンチの設置などの防災対策を進めています。
- 沿道部においては、倒壊の恐れのあるブロック塀の生垣化など、接道部の緑化推進によってまちの安全性が高まります。
- まちの防災性をさらに高めていくために、住宅密集地での公園広場の整備推進、接道部緑化助成や緑化指導による接道部緑化の誘導などを進めていきます。

みどりのコラム

「板橋区の森」における森林手入れ



きれいに枝打ちされた針葉樹の森

街なかの緑化推進以外にも、地球温暖化※防止につながる区の取り組みを紹介します。

- 栃木県日光市には、板橋区と同市（旧栗山村）との“緑と文化の友好交流協定”を記念して寄贈された約 12.7ha の「板橋区の森」があります。
- 「板橋区の森」は国（林野庁）との分収造林契約※に基づく森林で、平成 76（2064）年までの期間、板橋区が森の育林を行うことにより、木材として得た収益を国と区で分収するものです。
- 育林の期間は非常に長期間にわたりますが、CO₂ 吸収源である森林の手入れ・育成を行うことで、都市部での経済活動によるCO₂ 排出の一定量を相殺するカーボンオフセットの考え方から、区から離れた場所での森林保全にも取り組んでいます。

6

公園の整備とリニューアル



板橋区平和公園

区内の公園の量はまだ不足しており、配置上の不均衡もあることから、公園不足地域を中心とした整備を進めるとともに、老朽化した公園の改修整備についても同時に取り組んでいきます。

公園の整備・改修にあたっては、板橋区パークマネジメントガイドライン（P82）のめざす“みんなでつくる 人をつなぐ公園”を目標として、より魅力のある公園づくりを進めていきます。

6 - 1 公園の新設整備

- 公園には子どもの遊び場や区民の憩いの場としての機能とともに、都市構造の要素として、防災性を高めるオープンスペース[※]としての機能や、環境改善に資するまとまりのある緑の拠点としての役割もあります。また、高齢者等の健康増進の場や地域コミュニティを活性化する舞台でもあります。
- このように多様な機能を担っている公園について、適正な配置により整備の推進を図っていきます。

新設公園の整備方針



- 都市公園法においては、市街地における住民 1 人当たり公園面積の標準を 5.0 m²としています。
- 平成 28 年度末の区民一人当たりの公園面積は 3.53 m²であることから、区内の公園の整備状況はまだ十分とはいえません。また公園配置の面では、区の南部を中心に身近な公園が不足している地域が存在します。
- 公園新設箇所の検討にあたっては、公園不足地域の充足を中心に、樹林地や農地など緑の保全に資するエリアについても対象とします。

◆ 都市計画公園・緑地の整備に関する方針

- 都市計画事業として整備を進める公園・緑地の整備方針を、「都市計画公園・緑地の整備方針」として、東京都と市区町村の合同により策定しています（平成23年度改定）。
- この方針においては、都立公園を含めた都内の都市計画公園・緑地について重点公園・緑地を定め、計画期間である平成32（2020）年度までの優先整備区域を設定しています。

■ まちづくり事業による公園・広場の整備

- 公園は市街地の防災性を高める貴重なオープンスペース[※]です。
- 再開発事業など、様々なまちづくり事業においては、ポケットパークや広場などの整備促進に努め、安全で緑豊かなまちづくりを進めます。

6 -2 公園の改修整備

- 既存の公園ストックをいかに活用していくかが公園事業の重要なテーマとなっています。
- 区内には300か所を超える公園ストックがあり、老朽化が進んだ公園を中心としてリニューアル整備（全面改修）を進めていく一方、公園遊具やトイレなど個別の公園施設についても計画的に部分改修を進めていきます。
- 公園の改修整備にあたっては、少子高齢化に対応するための子育て支援や高齢者の健康増進、ユニバーサルデザイン[※]への配慮など、誰にでも使いやすく、時代の要請や地域のニーズを反映した、居心地の良い、アメニティ[※]にあふれた施設づくりを進めていきます。

■ 公園施設の改修整備

◆ 公園トイレの改修整備



だれでもトイレ

- 公園トイレについては、「公園・公衆トイレの適正配置・改修計画」に基づき、バリアフリー化や防災機能の付加などの改修・補修整備を進めていきます。
- 「だれでもトイレ」の整備の際には、公園の出入り口や園路などのバリアフリー化[※]改修も併せて行います。

◆ 公園遊具の改修整備

- 「公園施設長寿命化計画」※に基づいて、公園遊具の計画的な更新・補修整備を行っていくことで、遊具施設の安全性の向上とライフサイクルコストの低減化を図ります。
- 遊具を含め、公園樹木や公園施設の安全点検については、日常の巡回点検に加え、年3回の全面点検を行っています。

◆ こどもの池の改修整備

- こどもの池は、小学生以下を対象とした水深の浅い水遊び施設です。
- 現在 26 か所あるこどもの池については「こどもの池見直し計画」により、20 か所程度の規模とすることとしました。
- 昭和 40 年代から整備が行われてきたこどもの池には、老朽化している施設も多く、存続するこどもの池については、子ども用のプールや噴水施設などの水遊び場とすることも含め改修整備を進めていきます。

◆ 公園灯のLED化

- 公園灯の電球として多く使われている水銀灯が平成 32（2020）年で製造中止となります。
- 公園灯具のLED化を進め、電球の長寿命化と電気料の削減によるコスト縮減を図ります。

◆ 公園内の傾斜地管理

- 崖線沿いの斜面地に整備された公園の中には、東京都が平成 28 年に指定した土砂災害警戒区域に含まれている箇所があります。
- これらの公園については、斜面の安定性などを確認するための専門的な点検を行っています。

6 - 3 主要な公園整備・改修事業

- 計画期間中に整備改修を行う主要な事業計画を「重点プロジェクト」として位置付けています。
⇒ 第5章「重点プロジェクト」(P95-96) 参照

【公園新設】

- 板橋区史跡公園(仮称)の整備（加賀一丁目）

【公園改修】

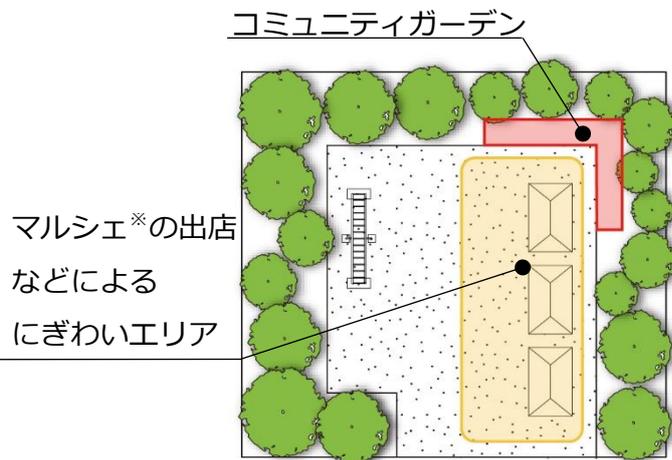
- 高島平プロムナードの整備（高島平緑地）
- 小豆沢スポーツ公園（仮称）の整備（小豆沢公園）
- こども動物園のリニューアル（東板橋公園）

6 -4 新たな公園づくりに向けたイメージプラン

- 都市公園法の改正により、民間事業者による公共還元型収益施設[※]の設置管理制度（Park-PFI[※]）が創設されるなど、公園整備の手法に新たな可能性が生まれています。
- こうした中で、区では今後の公園管理・運営に関する基本的な考え方を示す「板橋区パークマネジメントガイドライン」（P82）を策定しました。
- ガイドラインの中では、より使いやすく魅力ある公園づくりに向けて、公園の特性に応じたモデルイメージを提示しています。今後の公園整備・改修にあたっては、イメージプランをベースとしつつ、地域や利用者の幅広い意見を反映した公園づくりを進めていきます。

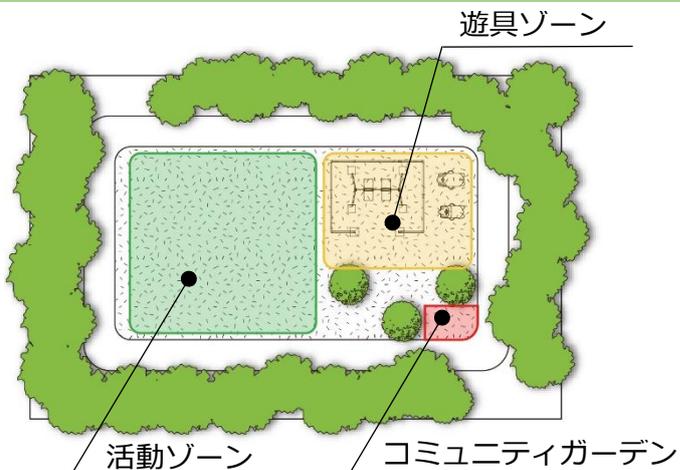
公園特性に応じたイメージプラン

駅の近くやにぎわいの中にある公園のイメージ



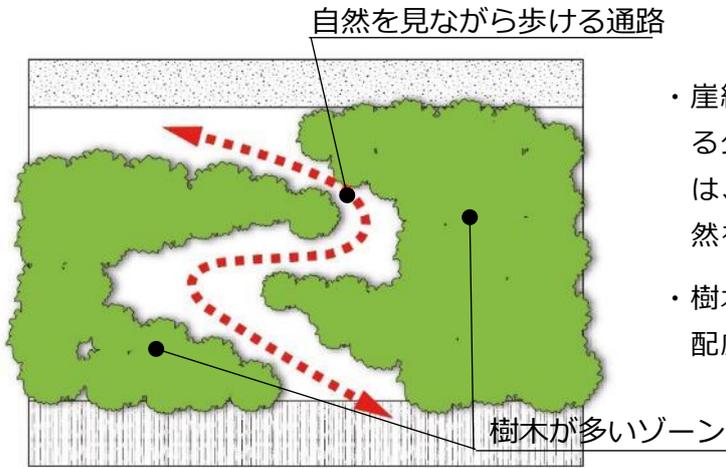
- ・ 駅の近くや商店街の近くなど、街の中心地にある公園は、マルシェの出店などにより、駅や駅周辺の商店を含めたにぎわいの拠点となります。
- ・ 健康づくりの観点から禁煙を推進するため、公園の特色に応じ、全面禁煙や受動喫煙防止といった管理が行われます。

開放的な空間のある公園のイメージ



- ・ 開放的な空間のある公園では、遊具遊びのゾーンやボール遊びができるゾーンなどのゾーン割りが行われ、様々な使い方で楽しめるようになります。
- ・ 地域住民が主役となって運営を行うコミュニティガーデンが設置され、地域の交流が深められます。
- ・ 改修の際は園路やトイレのユニバーサルデザイン化が図られます。

自然がいっぱいの公園のイメージ



- ・崖線沿いや自然豊かな樹林地のある公園における樹木が多いゾーンは、生物多様性[※]の向上を図り、自然を楽しめる公園となります。
- ・樹木の健全な育成や地域の環境に配慮した維持管理が行われます。

7

みどりを楽しむライフスタイルの推進



公園花壇での花づくりボランティア活動

快適な生活環境の形成に欠かせない“みどり”。グリーンインフラともいわれる大切な存在ですが、その大きな特徴は、一人ひとりの手によって、あるいはそれぞれの地域の取り組みによって、さらに豊かで美しい“みどり”へと、はぐんでいくことができる点です。

より多くの人が暮らしの中に“みどり”を取り入れて、楽しみながら“みどり”をはぐむライフスタイルを拡げていくために、“みどり”に親しむ機会や、“みどり”を楽しむ場づくりを進めていきます。

7-1 みどりとふれあう機会づくり

- “みどり”を楽しむ第一歩は、まずは“みどり”とふれあうことです。“みどり”とのふれあいを通じて、“みどり”を暮らしの中で楽しむライフスタイルのきっかけづくりを進めます。

■ グリーンフェスタの開催



グリーンフェスタ（赤塚植物園）

- 毎年春季に、緑を大切にすることを広く啓発していくことを目的とした「グリーンフェスタ」を開催しています。
- 美しい新緑のもとで緑に親しむイベントとして、多くの区民に緑の大切さをPRしていきます。

■ 緑のガイドツアーの開催



緑のガイドツアー（小豆沢公園）

- 崖線沿いの樹林地や水辺など、自然性豊かなエリアを散策し、植物を中心とした解説を行う「緑のガイドツアー」を開催します。
- 「緑のガイドツアー」は、季節に合わせた緑の見どころを選定し、コースガイドとして区民ボランティアの皆さんが活躍しています。

みどりの街歩きの魅力向上



緑を楽しむ街歩き

- 接道部緑化の推進や魅力ある公園づくりなどによって、緑を楽しみながら健康づくりにもつながる街歩きやウォーキングができるまちづくりをめざします。
- 緑の見どころを紹介する街歩きガイドマップの作成とともに、街歩きの中で自慢のお庭やガーデニングを拝見できるオープンガーデンの取り組みについても検討していきます。

7 -2 みどりについて学ぶ機会づくり

- “みどり”について知ること、学ぶことを通じて、“みどり”を楽しむライフスタイルの幅がさらに広がります。赤塚植物園を拠点として、緑の啓発事業の充実に取り組みます。
- “みどり”について学ぶことは、広い意味で環境教育の一環となります。幅広い世代を対象とした環境教育の推進の中で、“みどり”の大切さなどへの理解を高めていきます。

赤塚植物園の緑の講習会・展示会



講習会の様子（赤塚植物園講習室）

- 赤塚植物園は、区立の屋外型植物園としては 23 区唯一の施設です。「自然と歴史と文化の里・赤塚」エリアにおける緑のオアシスとして多くの区民に親しまれています。（P92 みどりのコラム）
- 各種園芸講習会や展示会の開催とともに、緑化教育指導員による専門的な緑化相談も行っています。

環境教育の推進

- 区では「板橋区環境教育推進プラン 2025」に基づいて、学校教育をはじめ、幅広い世代への環境教育の推進を図っています。
- 協働の取り組みによって保全され、はぐまれた“みどり”の資産を、しっかりと次の世代に引き継いでいくために環境教育を推進し、“みどり”を大切にする心の醸成を図ります。
- 環境教育のフィールドとなる公園緑地においては、生物多様性[※]の向上や、農とのふれあいの機会の創出などの取り組みを進めます。

7 -3 みどりを楽しむライフスタイルへのサポート

- 暮らしの中に“みどり”を取り入れて、“みどり”を楽しむライフスタイルを広げていくために、様々な緑化助成や、ガーデニングに関する技術知識の普及啓発などの支援に取り組みます。

■ 緑のまちづくりを支援する緑化助成制度（再掲）

- 次のような緑化助成制度によって、自宅の庭や屋上などへの緑化の取り組みを支援します。
 - 接道部緑化助成（P 62 参照）
 - 屋上緑化・壁面緑化助成（P 67 参照）
 - 緑化プランナー派遣制度の導入（P 64「街なかの緑化推進」参照）

■ 緑化推進機材の貸出し

- 区内各地域センターにおいて、高枝切ハサミや刈り込みハサミなど、緑の手入れに必要な緑化推進機材の貸出しを行っています。

■ ビギナーズ講習会などの開催

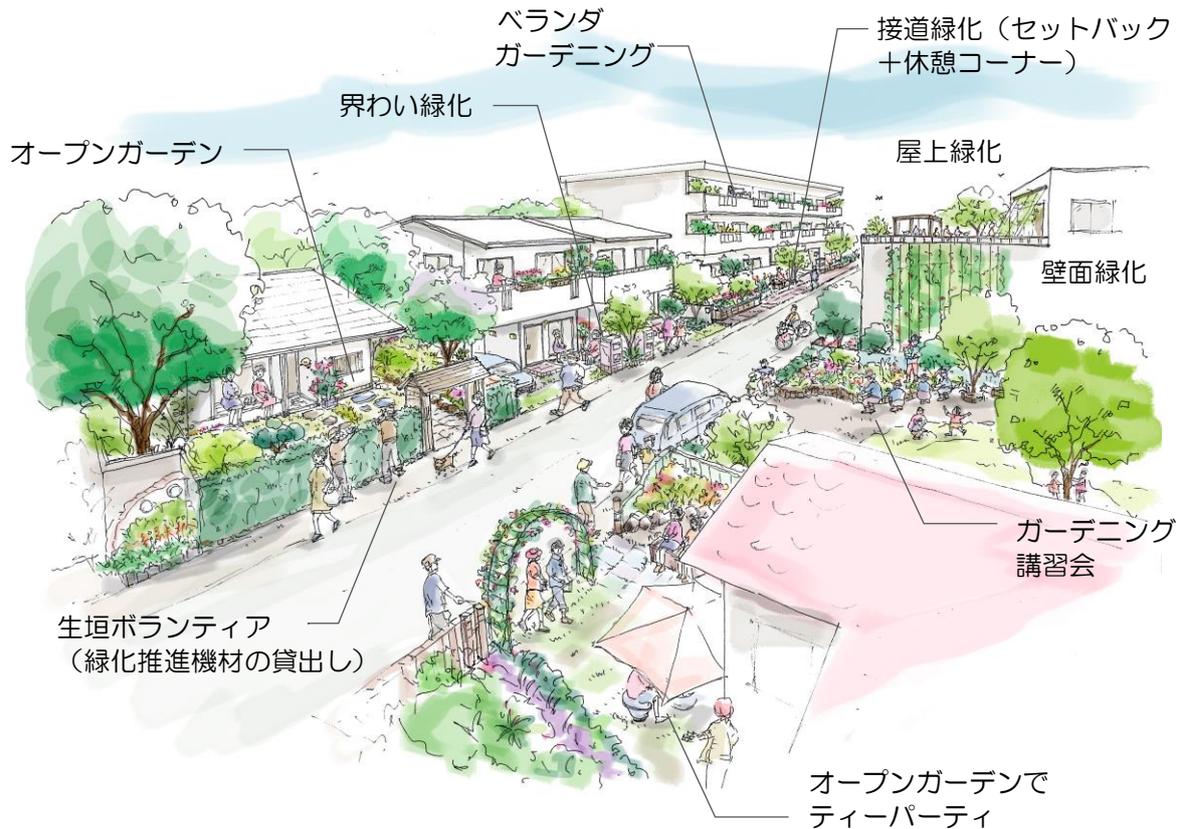


- 自宅の庭やベランダなどでガーデニングを始めるきっかけづくりとなるような、初心者向けの講習会をはじめ、さらに技術を磨きたい人、“みどり”の協働活動への参加を考えている人など、様々な対象に向けた講習会の開催を企画します。
- 講習会は赤塚植物園をはじめ、地域の集会室や公園などを利用したより身近な場所での開催についても検討します。

■ みどりを楽しむ機運の醸成

- ガーデニングの成果や、街歩きの中で見つけたきれいな草花の写真などを発表する場として、緑の写真展やフォトコンテストの開催を企画し、“みどり”を楽しむ機運の醸成を図ります。
- 丹精を込めたガーデニングなど、自慢のお庭を一般に公開していただくオープンガーデンの協力募集についても検討します。

みどりを楽しむライフスタイルイメージ図



みどりのコラム

みどりを楽しむライフスタイル事例 (サンシティでの活動紹介)



緑地内での間伐作業



シタケのホダ木づくり

サンシティは、中台三丁目にある緑豊かな集合住宅です。崖線沿いの緑を活かして整備されたマンションの敷地内には、保存樹林や数多くの保存樹木もあり、緑に包まれたうるおいのある住環境を形成しています。

サンシティにおいては、住民組織であるSGV（サンシティグリーンボランティア）の皆さんが、日常的な緑の保全・維持活動を行っています。生垣や樹木の刈り込み、草花の手入れなどのほか、間伐材を利用したシタケ栽培やタケノコ掘りなど、都会の中に再生した「都市の森」を舞台として、地域住民や小中学生なども交えた緑のコミュニティーの輪が広がっています。

7 -4 区民提案による企画支援制度の検討

- 区民や事業者と行政の協働による緑のまちづくりを進めていくために、自主的な活動に対する支援制度を検討します。
- 緑のまちづくりや自然地の保全に資する活動や、協働活動のレベルアップのための研修、活動成果の発表などの取り組みについての企画・提案を受け、一定の助成支援を行うことによって、協働活動のさらなる活性化をめざす制度とします。

7 -5 みどりをはぐくむ協働活動の推進

- より多くの区民に“みどり”に関心を持っていただき、さらには緑のまちづくりに参加・協力していただくことで、板橋の“みどり”がより豊かで美しいものになっていきます。
- それぞれの地域の公園や緑道などにおいて、楽しみながら“みどり”をはぐくむ協働活動の輪を広げていきます。

花づくりボランティア活動



熊野町公園

- 公園花壇での花づくりに参加するグループに対して、春・秋 2 回の花苗を支給し、植え付けや水やりなどの手入れ作業を行っていただく制度です。
- 平成 29 年 4 月 1 日現在、83 公園で 81 グループが活動中です。
- 今後は、界わい緑化推進プログラム※（P64）の導入を通じて、街なかでの花づくり支援などについても検討していきます。

地域がつくる公園制度による美化活動



けやきの公園

- 地域がつくる公園制度は、地域の方々のグループによる公園清掃や緑の手入れなどの作業に対して、清掃用具などの必要経費相当の支援を行っているものです（平成 29 年 4 月 1 日現在 29 公園で活動中）。
- この活動をきっかけとして、公園が地域の庭として活用され、地域イベントや防災訓練などが開催されることで、地域コミュニティの活性化につながります。

■ 「板橋区の森」での森林ボランティア活動



針葉樹の枝打ち作業

- 板橋森林ボランティアは、栃木県日光市にある「板橋区の森」(P68)の枝打ちや下草刈りなどの森林作業を行うために、平成12年に発足したグループです。
- 「板橋区の森」での作業のほかに、区立公園でも樹林地等の管理作業を継続的に実施しています。

■ 公園刈り込みボランティアによる緑の手入れ



赤塚新町公園

- 広報紙等で募集した区民ボランティアの方々に、公園のツツジ類などの刈込み作業に参加協力していただいています。
- 毎年5月から6月にかけて、数か所の公園で実施しています。
- 誰でも気軽に参加できるボランティア作業として、緑の地域活動へのきっかけづくりとなるイベントとして実施していきます。

7 -6 みどりの情報発信

- 情報インフラの発展によって、“みどり”に関する様々な情報提供が、より豊富にスピーディに行えるようになりました。
- “みどり”がより身近なものになるような情報発信や、“みどり”の協働活動に関する情報交換の活性化などに取り組みます。

■ 様々なメディアを活用した情報発信



区役所本庁舎のギャラリーモール

- みどりのイベントや各種緑化助成などに関する情報について、ホームページやSNSをはじめ、広報紙やリーフレット、区役所本庁舎のギャラリーモールや情報展示スペースの活用など、様々なメディアや機会を通じて幅広く発信していきます。

■ みどりの情報交換の場づくり

- 地域がつくる公園制度（P78）や花づくりボランティア（P78）など、それぞれの地域で活動している“みどり”の協働活動グループ間の情報交換や交流の場づくりに取り組みます。
- 現在、いたばし総合ボランティアセンターのホームページにおいて、グループの登録により、活動内容やメンバーの募集状況などの情報提供ができるようになっています。
- 協働活動の中間支援^{*}を行うコーディネート組織（P81）の導入によって、グループ間の交流の活性化を図るとともに、活動成果の発表の場づくりなどを進めています。

8

みどりと人をつなぐ仕組みづくり



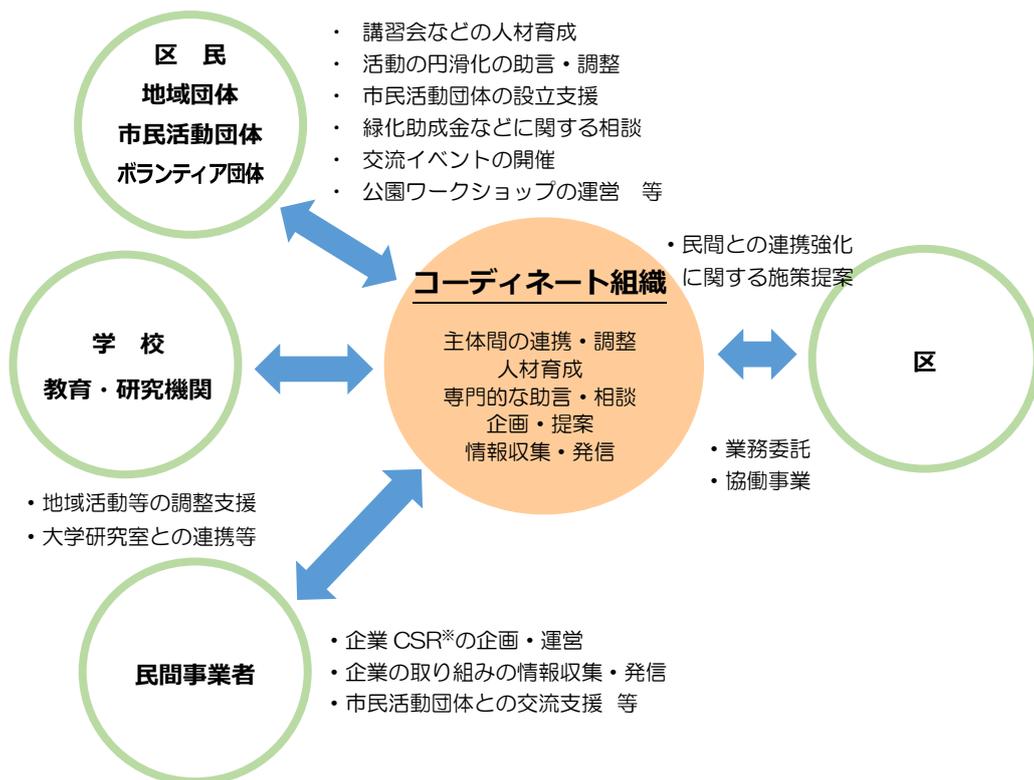
都立赤塚公園のグリーンソウ群落

“みどり”をより身近なものにして、緑のまちづくりをさらに活性化していくための仕組みづくりとして、“みどり”と人”、そしてみどりをはぐむ“人と人”をつなぐコーディネート組織（中間支援組織[※]）の導入をめざします。

コーディネート組織は、協働による緑のまちづくりを進めていくうえで、ソフト面での役割を担う組織として活動します。

8-1 みどりと人をつなぐコーディネート組織の導入

- “みどり”を暮らしの中でより身近なものにしていくために、“みどり”と人をつなぐコーディネートや、区民・事業者・学校・行政（産官学民）の連携を高め、協働による緑のまちづくりをさらに活性化していくための中間支援[※]など、様々な機能を担うコーディネート組織の導入をめざします。
- コーディネート組織は、各主体間の調整や連携を通じて、公園緑地の利活用の活性化に向けた事業企画や、協働活動のサポート、“みどり”に関する情報発信など、“みどり”に関するソフト事業を幅広く展開します。



9

公園を使いこなす仕組みづくり



公園でのイベント（東板橋公園）

遊具のある小さな公園から、スポーツ施設のある大きな公園、樹林地を主体とした公園など、区内には様々なタイプの公園がありますが、必ずしもこれらの公園の特性を十分に活かした利活用が図られているとはいえない状況です。

今般策定したパークマネジメントガイドラインの運用により、公園を使いこなす取り組みを進めていきます。

9 - 1 板橋区パークマネジメントガイドラインの運用

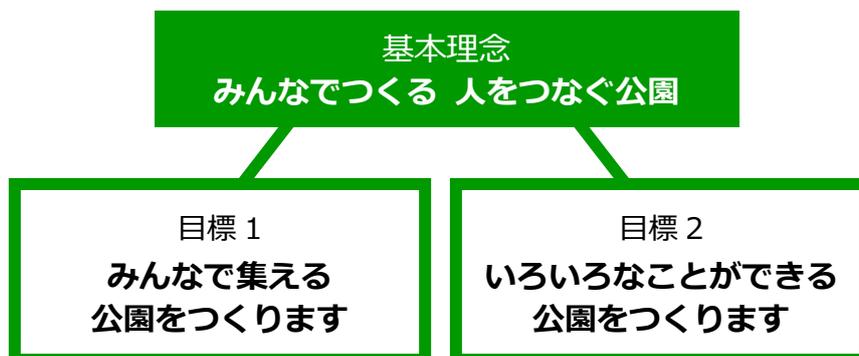
- 区では、これまでの公園の管理・運営手法を見直し、公園利用のさらなる活性化を図るために「板橋区パークマネジメントガイドライン」を策定しました。
- 今後はガイドラインの方針に基づいて、具体的な運用のルールや仕組みづくりを進めていきます。

パークマネジメントとは

- パークマネジメントとは、誰からも分かりやすく明確に公園の運営方針を定め、めざすべき姿を実現するために、地域住民・団体などと連携し、適切な管理運営を継続的に行っていく取り組みです。

ガイドラインの基本理念と目標

- ガイドラインのめざす基本理念と、その実現に向けた2つの目標を設定し、これらを軸とした取り組みを進めていきます。



- ガイドラインの2つの目標の実現に向けて、各施策に基づく取り組みを展開します。
- 本計画の計画期間（平成37（2025）年度末）の中で重点的に取り組む事業を **重点事業** として設定します。

目標 1 みんなで集える公園をつくります

施策 1-① 公園を協働で運営していく制度の導入

取り組みの方向

- 区民や NPO などの公園管理の担い手をコーディネートする仕組みとして、複数の公園を総合的に調整しながら協働で公園運営を進めていく制度を導入します。

具体的な取り組み

- ◆ 公園活動コーディネート組織を導入します。【再掲 P81 参照】 **重点事業**
 - 公園を暮らしの中でより身近なものにしていくために、公園と人をつなぐコーディネートや、事業者・行政・学校・区民（産官学民）の連携を高め、協働による公園運営をより活発なものとしていくための中間支援など、様々な機能を担うコーディネート組織の導入をめざします。
 - コーディネート組織は各主体間の調整や連携を通じて、公園緑地の利活用の活性化に向けた事業企画や協働活動のサポート、公園に関する情報発信など、公園に関するソフト事業を幅広く展開します。

施策 1-② 公園づくりに気軽に参加できる仕組みの構築

取り組みの方向

- 社会人や主婦など、時間や場所の制約によってボランティア活動に参加したくてもできない人や、制度に敷居の高さを感じている人に対して、気軽に参加できる制度の導入を検討し、より一層公園での活動が盛んになることをめざします。

具体的な取り組み

- ◆ ボランティア制度を改定・検討します。
 - 公園の花壇管理や清掃活動に主体となって継続的に関わることをハードルと感じる区民など、既存のボランティア制度に参加していない人に対し、ちよいボラ[※]やコミュニティガーデン[※]など、気軽に気が向いた時に参加できる制度やイベントの導入を検討し、活動機会を増大させます。
 - 既存のボランティア制度についても、制度の見直しや区民の認知度向上を検討し、より参加しやすい制度となるようにします。
- ◆ プレーパーク[※]の設置に向けた人材の掘り起こしを行います。
 - 子どもたちが自分の責任で木登りや泥遊びなど自由に遊ぶことができるプレーパークの整備に向けて、プレーリーダー[※]の担い手探しを行います。



過去に行われていたプレーパーク（東板橋公園）

施策 1-③ イベント活動や交流の場としての利用の推進

取り組みの方向

- 区民をはじめ商店街や地元企業などが自ら企画し行うイベントで公園を活用できるよう、受け入れ体制を充実させます。

具体的な取り組み

- ◆ 区民などが企画するイベントの受入体制の充実を図ります。 **重点事業**
 - 公園利用の促進や利用の多様化を推進するため、区民・商店街・地元企業などが企画する交流活動や、文化振興の一助となるような活動について積極的な受け入れを図ります。
 - 区民が公園を活動の場として使いやすいよう、イベントなどの実施に関する手続きの方法などについて検討し、これらの活動を支援します。



イベントイメージ

目標2 いろいろなことができる公園をつくります

施策2-① 地域の特色に応じた公園づくり

取り組みの方向

- 自然が多い公園や周りが住宅地の公園など、公園の立地環境や公園の特色を発揮させ、良好な景観の確保、健康増進、観光振興につながる公園づくりを行います。
- Park-PFI 制度[※]の活用も視野に入れた、民間事業者（地元企業・飲食事業者業・イベント企画事業者など）との連携により、利便施設の受け入れ態勢を構築します。

具体的な取り組み

◆ 手軽で利用しやすいバーベキュー場の運営をめざします。

重点事業

- 既に荒川戸田橋緑地で行っているバーベキュー場の貸出しについて、民間事業者による運営も検討し、手ぶらでバーベキュー[※]の導入などにより、より手軽で利用しやすいバーベキュー場運営をめざします。



取り組み事例（北区・荒川岩淵関緑地）

◆ 公園の特色に応じた運営を行います。

- こども動物園や水車公園など、特色ある施設を有する公園については、魅力向上や情報発信を行い、より多くの人が行ってみたいくなる公園にしていきます。
- 自然の多い公園を中心に公園樹木の管理手法についての検討を行い、生物多様性※の向上をめざします。



ヒツジの毛刈りイベント（こども動物園）

◆ 利便施設を導入します。 **重点事業**

- 地域より利便性の向上が求められる公園や、商店などに隣接し公園を活用したさらなるにぎわいの増進が見込める公園には、キッチンカーや臨時店舗による出店を検討します。
- 特に高島平緑地では、民間活力を活用した公園整備手法により、カフェなど利便施設の設置を推進していきます。



イベントでのキッチンカー出店（板橋区平和公園）

施策2-② 公園の使い方や利用ルールなどの改定・検討

取り組みの方向

- 区立公園全体の基本的な利用ルールについて、区民アンケートの結果を踏まえた改定を行います。また、利用者の声を取り入れた公園の使い方ができるようにしていきます。

具体的な取り組み

- ◆ 受動喫煙の防止に向けた対応を図ります。 **重点事業**
 - 児童遊園や子どもの利用が多い公園などの特色に応じ、禁煙とする公園を設定します。
 - 禁煙としない公園についても、国や都の今後の動向などを踏まえながら受動喫煙防止に向けた対策の強化を図っていきます。
- ◆ 制限行為の緩和を検討します。
 - 花火、ボール遊び、自転車の乗入れなどの行為について、問題を整理し緩和や制限解除が差し支えないといえる行為は、公園の規模や特徴、利用状況、周辺環境などに合わせたルールの緩和を検討します。
- ◆ 利用者が公園の使い方を自分たちで決められる仕組みを構築します。
 - 公園利用者などで構成される組織が、公園の特色を踏まえ、自ら公園の利用ルールを決定・運用できる制度の構築を行います。
- ◆ 犬と歩ける公園を設定します。 **重点事業**
 - 公園の特色に応じ、犬の散歩とその他の公園利用の使い分けを整理し、公園内で犬の散歩ができるようにします。
 - 犬と一緒に公園に来る際はリードをつけることや、犬のフンの始末を適切に行うための啓発など、犬の散歩に関するマナー向上のための取り組みを行います。



施策2-③ 安心・安全の確保

取り組みの方向

- 防犯性に配慮した見通しをよくする樹木剪定や、安心安全カメラの増設などを行い、安心・安全の確保につながる維持管理を行っていきます。
- ユニバーサルデザイン[※]への配慮や、防災機能を向上させる公園整備を検討していきます。

具体的な取り組み

- ◆ 「安心安全カメラ[※]」を設置します。 **重点事業**
 - 安心して公園を利用できるよう、公園内に「安心安全カメラ」を設置していきます。



- ◆ 快適に利用できる管理・整備を推進します。
 - 遊具の長寿命化やトイレの改修など既存の公園施設の計画的な点検・管理を推進します。
 - 公園の新設・改修の際にはユニバーサルデザイン[※]の視点を踏まえた公園施設の整備、防災・減災機能の向上、健康遊具の設置を推進するなど、区民の皆さんがより快適に利用できる整備を推進します。



西徳第二公園